

奥州市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月1日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和3年2月3日から5日まで

本監査 令和3年2月8日

(2) 監査の対象とした部課等名

福祉部所管の予算執行を行う部課等

福祉課、長寿社会課及び地域医療介護推進室並びに各総合支所の市民生活グループ、健康福祉グループ及び市民福祉グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和元年度についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
地域医療介護推進室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民生活グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
----------------	---------------------------------

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。